

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度全国瞬時警報システム保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した金額（以下「入札価格」という。）を入札書に記載すること。なお、この契約は入札価格を総支払額の上限額（以下「総支払上限額」という。）とする定期点検等に係る総額契約及び故障修理に係る単価契約とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）

イ 情報処理サービスのシステム等管理運営

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 全国瞬時警報システムの設置又は保守に関する契約を国又は地方公共団体と締結し、平成 27 年 4 月 1 日から公告日の前日までの間にその履行を適正に完了した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機対策・情報課 情報システム管理担当

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課 情報システム管理担当

電話 0857-26-7788

電子メール kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 7 月 8 日（火）から同月 17 日（木）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kiki-jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月8日（火）から同月17日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1） に同じ

（3） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（4） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月31日（木）午前10時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月30日（水）午後5時までとする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎4階 第29会議室

5 入札参加者に要求される事項

（1） 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を作成の上、郵便等又は持参により4の（1）の場所に令和7年7月17日（木）午後5時までに提出すること。

（2） 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3） 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（4） 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

入札保証金は免除する。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2） 契約書作成の要否

要

（3） 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（4） 手続における交渉の有無

無

（5） その他

詳細は、入札説明書による。